

青木村出産祝金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青木村に居住及び住所を有する者の出産に対してこれを祝福し、出生児の健やかな成長に寄与するため、青木村出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、村の将来の活力を支えていく子供の出生を奨励することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 祝金の支給を受けることができる者は、青木村に居住及び住所を有する出生児の保護者で次の各号に該当する者とする。

- (1) 青木村に母子ともに住所を有し、かつ定住意志を持って村内に居住している者。
ただし、出産のため一時的に住所を異動した場合は、この限りではない。
- (2) 出産とは、戸籍法（昭和22年法律第224号）に定められた出生届が受理されたものをいう。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、出生児1人につき第1子50,000円、第2子100,000円、第3子150,000円、第4子以降200,000円とする。

(認定申請及び支給方法)

第4条 祝金の支給を受けようとする者は、青木村出産祝金支給申請書（様式第1号）を村長に提出し、認定を受けるものとする。

2 村長は、前項による申請があったときには、村に整備されている戸籍簿、住民基本台帳により支給要件の認定をするものとする。支給要件が村に整備されている戸籍簿住民基本台帳により認定し難い場合は、申請者に戸籍謄本、出生証明書等証明できる書類を提出させることができる。

3 村長は、この申請書に基づき祝金を支給する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(様式第1号)

青木村出産祝金支給申請書

平成 年 月 日

青木村長 殿

申請者 住 所 青木村大字

氏 名 (印)

連絡先 ()

青木村出産祝金の支給を受けたいので申請します。

青木村出産祝金額	円
----------	---

出生児の氏名	
出生児の生年月日	
母親の氏名	
住 所	
本 籍	